

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年11月12日

【会社名】 株式会社A Dワークスグループ (注) 1

【英訳名】 A.D.Works Group Co.,Ltd. (注) 1

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長CEO 田中 秀夫 (注) 1

【本店の所在の場所】 東京都千代田区内幸町二丁目2番3号 (注) 1

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 株式会社エー・ディー・ワークス
常務取締役CF0 細谷 佳津年

【最寄りの連絡場所】 株式会社エー・ディー・ワークス
東京都千代田区内幸町一丁目1番7号

【電話番号】 03-4500-4200

【事務連絡者氏名】 株式会社エー・ディー・ワークス 常務取締役CF0 細谷 佳津年

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 普通株式

【届出の対象とした募集金額】 11,980,417,709円 (注) 2

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

(注) 1 本届出書提出日現在において、株式会社A Dワークスグループ(以下「当社」といいます。)は未設立であり、2020年4月1日の設立を予定しております。なお、代表者の役職氏名及び本店の所在の場所につきましては、現時点での予定を記載しております。

2 本届出書提出日現在において未確定であるため、株式会社エー・ディー・ワークス(以下「エー・ディー・ワークス」といいます。)の2019年3月31日における株主資本の額(簿価)を記載しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	39,289,864株 (注) 1、2、3	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株式数は100株です。(注) 4

- (注) 1. エー・ディー・ワークスの発行済株式総数392,898,648株(2019年9月30日時点)に基づいて記載しており、実際に株式移転設立完全親会社(持株会社)となる当社が交付する新株式数は変動することがあります。
2. 普通株式は、エー・ディー・ワークスの2019年10月21日開催の取締役会決議(株式移転計画の作成承認、株式移転計画の承認の定時株主総会への付議)及び2019年11月29日開催予定のエー・ディー・ワークスの臨時株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)に基づいて行う株式移転(以下「本株式移転」といいます。)に伴い発行する予定です。
3. エー・ディー・ワークスは、当社の普通株式について、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)に新規上場申請を行う予定です。
4. 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりです。
 名称 株式会社証券保管振替機構
 住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【募集の方法】

株式移転によることとします。(注) 1、2

- (注) 1. 普通株式は、本株式移転が効力を生ずる時点の直前時(以下「基準時」といいます。)におけるエー・ディー・ワークスの株主名簿に記載又は記録されたエー・ディー・ワークスの株主に対し、その所有するエー・ディー・ワークスの普通株式1株に対して当社の普通株式0.1株の割合をもって割当交付いたします。また、各株主に対する発行価格は発行価額の総額を発行数で除した額、そのうち資本に組み入れられる額は資本組入額の総額を発行数で除した額となります。発行価額の総額は、本届出書提出日現在において未確定ですが、エー・ディー・ワークスの2019年3月31日における株主資本の額(簿価)は、11,980,417,709円であり、発行価額の総額のうち5,500,000千円が資本金に組み入れられます。
2. 当社は、東京証券取引所への上場申請手続(東京証券取引所所有価証券上場規程第201条第2項)を行い、いわゆるテクニカル上場(同規程第208条)により2020年4月1日より東京証券取引所市場第一部に上場する予定です。テクニカル上場とは、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株券等(効力発生日等から6か月以内に上場申請するものに限る(同施行規則第216条第1項))について、同規程に定める流動性基準への適合状況を中心に確認し、速やかな上場を認める制度です。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

【入札による募集】

該当事項はありません。

【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

該当事項はありません。

【申込取扱場所】

該当事項はありません。

【払込取扱場所】

該当事項はありません。

4 【株式の引受け】

該当事項はありません。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

該当事項はありません。

(2) 【手取金の使途】

該当事項はありません。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

東京証券取引所市場第一部への上場について

当社は、前記「第1 募集要項」における新規発行株式である当社普通株式について、前記「第1 募集要項 2 募集の方法」(注)2.記載のテクニカル上場の方法により、東京証券取引所市場第一部への上場を予定しております。

第3 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【組織再編成(公開買付け)に関する情報】

第1 【組織再編成(公開買付け)の概要】

1 【組織再編成の目的等】

1. 単独株式移転による持株会社体制への移行の背景及び目的

エー・ディー・ワークスはこれまでの各ターム中期経営計画において、第2次(ビジネスモデルの構築期)、第3次(ビジネスモデルの確立期)、第4次(ビジネスモデルの展開期)、そして第5次(ビジネスモデルの拡充期/新規事業構築の準備期)と、ビジネスモデルの成長と企業価値の向上とをシンクロさせるべく鋭意取り組んでまいりました。

エー・ディー・ワークスグループのビジネスモデルが富裕層顧客に受け入れられたのは、物件選定、バリューアップ、販売後の管理、保守・修繕工事、手厚いフォロー体制など、バリューチェーンともいうべき一連のサービスが、資産運用ソリューションとして「価格相応以上の価値をもたらす唯一無二のプレミアム感」を提供できていることによるものと自負いたしております。

そしてこの足跡は、不動産ビジネスを起点とするエー・ディー・ワークスグループの事業が富裕層ビジネスへと進化し始めたことの証左であると認識しております。

2019年6月4日公表の「第6次中期経営計画」では、これをさらにプレミアムビジネスへと発展させ、様々な顧客に対し様々なプレミアムバリューを提供する、高次元のビジネスモデルを実現したいと企図しております。

すなわち、収益不動産を起点にした一連のバリューチェーンの提供価値をさらに高めることはもとより、不動産に留まらない投資商品の開発や資産関連サービスの提供など、富裕層ビジネスをさらに強化するべく、事業領域や事業エリアを柔軟に捉えながらポートフォリオを拡張してまいります。

さらに不動産ビジネスにおいては、対象顧客を個人顧客から事業法人や機関投資家等の大口顧客にも拡張できるよう、商品企画力を高めながら商品ラインナップを多様化させます。

持株会社体制への移行は、こうしたフレキシブルな事業展開を加速するべく、業務提携、資本提携、M & A等の多彩な手法を活用しやすくするだけでなく、各事業会社への一定の権限委譲による事業展開に係る意思決定のスピードアップ、多様な人材を活かすための各事業に相応しい人事戦略の導入、リスクテイクとリスクヘッジの最適化など、総じてプレミアムビジネスへの発展のためのバックボーンとなる重要な施策であると考えております。

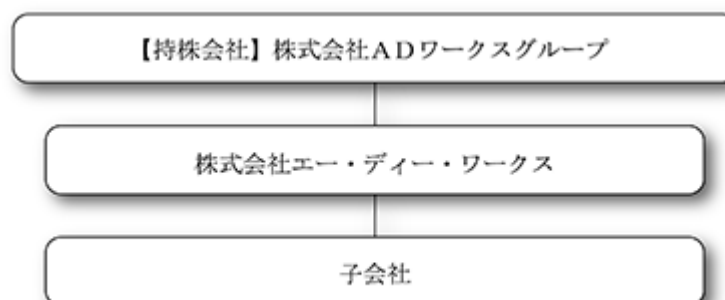
なお、本株式移転により、エー・ディー・ワークスは持株会社の完全子会社になるため、エー・ディー・ワークス株式は上場廃止となりますが、エー・ディー・ワークスの株主の皆様にあらたに交付される持株会社の株式につきましては、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)市場第一部にテクニカル上場申請を行うことを予定しております。上場日は東京証券取引所の審査によりますが、持株会社の設立登記日(本株式移転効力発生日)である2020年4月1日を予定しております。

2. 持株会社体制への移行の手順

エー・ディー・ワークスは、次に示す方法により、持株会社体制への移行を実施する予定です。

<ステップ1：持株会社の設立>

2020年4月1日を期日として、本株式移転により持株会社を設立することで、エー・ディー・ワークスは持株会社の完全子会社となります。



<ステップ2：持株会社設立後の戦略的再編への着手>

持株会社設立後は、「第6次中期経営計画」の推進に向け、エー・ディー・ワークスも含めたグループ各社の事業特性、市場環境等を考慮に入れ、持株会社のもとで戦略的再編に着手いたします。

なお、当該再編の具体的内容については決定次第速やかにお知らせいたします。

3. 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

(1) 提出会社の企業集団の概要

提出会社の概要

(1) 名称	株式会社A Dワークスグループ (英文名：A.D.Works Group Co.,Ltd.)
(2) 所在地	東京都千代田区内幸町二丁目2番3号
(3) 代表者及び役員就任予定者	代表取締役社長 CEO 田中 秀夫 常務取締役CFO 細谷 佳津年 常務取締役 木村 光男 取締役 田路 進彦 取締役 金子 幸司 取締役 鈴木 俊也 取締役(監査等委員) 原川 民男 取締役(監査等委員) 関山 護 取締役(監査等委員) 田名網 尚 取締役(監査等委員) 粟井 佐知子
(4) 事業内容	傘下グループ会社の経営管理及びそれに付帯する業務
(5) 資本金	5,500百万円
(6) 決算期	12月31日
(7) 純資産(連結)	未定
(8) 総資産(連結)	未定

提出会社の企業集団の概要

当社設立後の、当社とエー・ディー・ワークスの状況は以下のとおりです。エー・ディー・ワークスは、2019年11月29日開催予定の臨時株主総会における承認を前提として、2020年4月1日(予定)を期日として、本株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することにしております。

会社名	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	役員の 兼任等		資金 援助	営業 上の 取引	設備 の 賃貸借	業務 提携等
					当社 役員 (名)	当社 従業員 (名)				
(連結子会社) 株 エー・ ディー・ワー クス	東京都 千代田区	4,385,822	収益不動産 販売事業、 ストック型 フィービ ジネス	100.0	未定	未定	未定	未定	未定	未定

(注) 資本金は最近事業年度末時点(2019年3月31日現在)のものであります。

本株式移転に伴う当社設立後、エー・ディー・ワークスは、当社の完全子会社となる予定です。当社の完全子会社となるエー・ディー・ワークス(2019年3月31日現在)における関係会社の状況は、次のとおりです。

関係会社の状況

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社エー・ディー・パートナーズ	東京都千代田区	40,000	不動産管理事業	100.0	経営指導等 役員の兼務・・・4名
(連結子会社) 株式会社エー・ディー・デザインビルド	東京都千代田区	50,000	建設事業	100.0	経営指導等 役員の兼務・・・4名 役員の派遣
(連結子会社) 株式会社スマートマネー・インベストメント (注) 5	東京都千代田区	20,000	不動産テック事業	100.0	経営指導等 役員の兼務・・・3名 役員の派遣
(連結子会社) A.D.Works USA, Inc. (注) 2	米国カリフォルニア州	1,170,195	米国子会社管理事業	100.0	経営指導等 役員の兼務・・・3名 役員の派遣
(連結子会社) ADW Management USA, Inc. (注) 1	米国カリフォルニア州	21,017	米国不動産管理事業	100.0 [100.0]	経営指導等 役員の兼務・・・3名 役員の派遣
(連結子会社) ADW-No.1 LLC (注) 1、2、4	米国カリフォルニア州	3,617,395	米国収益不動産事業	100.0 [100.0]	経営指導等、資金の貸付 役員の派遣 債務保証あり

(注) 1 「議決権の所有の割合」欄の[内書]は間接所有であります。

2 特定子会社であります。

3 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

4 ADW-No.1 LLCについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	売上高	5,406百万円
	経常利益	496 "
	当期純利益	362 "
	純資産額	3,944 "
	総資産額	5,255 "

5 株式会社スマートマネー・インベストメントは、2019年3月31日付でエー・ディー・ワークスに事業譲渡をしております。

(2) 提出会社の企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

資本関係

本株式移転により、エー・ディー・ワークスは当社の完全子会社となる予定です。前記「(1) 提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

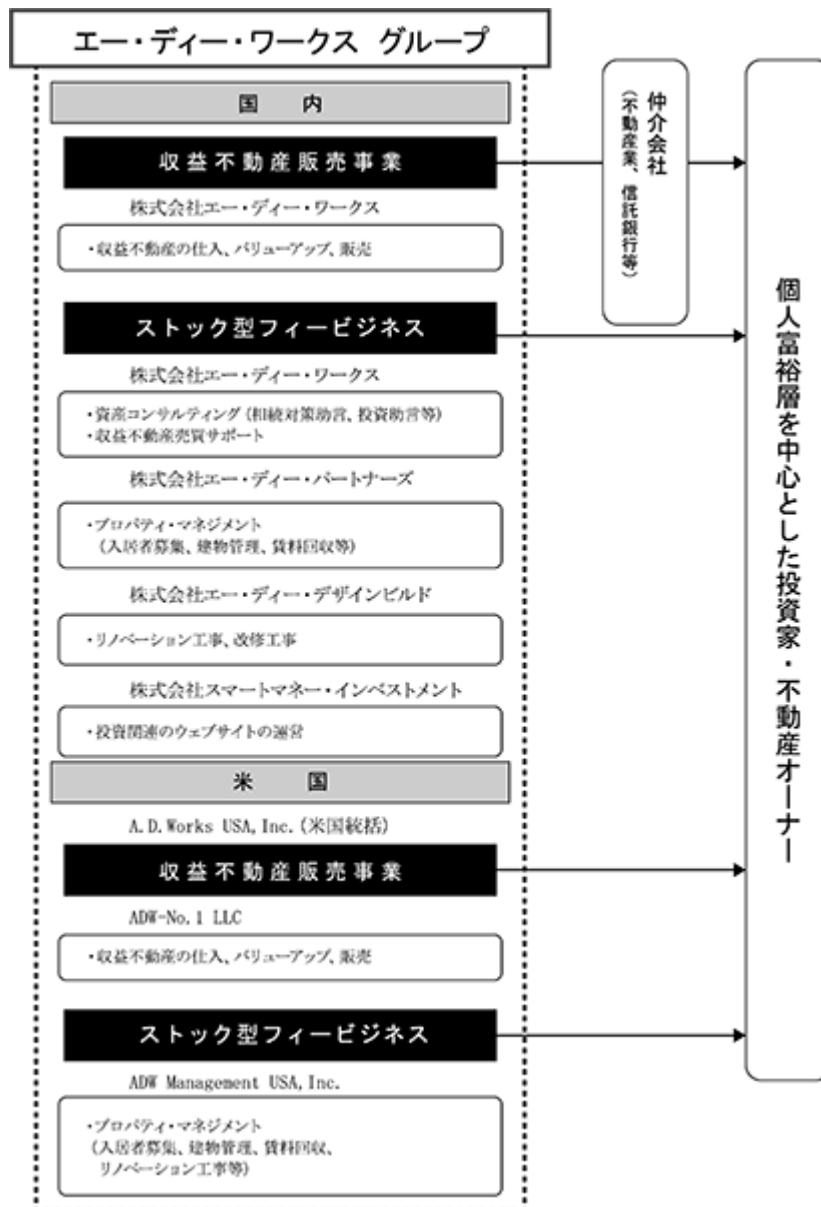
役員の兼任関係

当社の取締役は、当社グループ各社の取締役(監査等委員である取締役を含みます。)及び監査役を兼任する予定です。前記「(1) 提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

取引関係

当社の完全子会社となるエー・ディー・ワークスと関係会社の取引関係は、前記「(1) 提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

なお、当社の完全子会社となるエー・ディー・ワークスの事業系統図は、次のとおりです。



(注) 株式会社スマートマネー・インベストメントは、2019年3月31日付でエー・ディー・ワークスに事業譲渡をしております。

2 【組織再編成の当事会社の概要】

該当事項はありません。

3 【組織再編成に係る契約】

1．株式移転計画の内容の概要

イー・ディー・ワークスは、同社の2019年11月29日に開催予定の臨時株主総会による承認を条件として、2020年4月1日(予定)を期日として、当社を株式移転設立完全親会社、イー・ディー・ワークスを株式移転完全子会社とする株式移転を行うことを内容とする株式移転計画(以下「本株式移転計画」といいます。)を、2019年10月21日開催のイー・ディー・ワークスの取締役会において承認いたしました。

当社は、本株式移転計画に基づき、本株式移転に際して、基準時におけるイー・ディー・ワークスの株主名簿に記載又は記録されたイー・ディー・ワークスの株主に対し、その所有するイー・ディー・ワークスの普通株式1株につき、当社の普通株式0.1株の割合をもって割当交付いたします。

本株式移転計画においては、2019年11月29日開催予定のイー・ディー・ワークスの臨時株主総会において、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとしております。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店所在地、発行可能株式総数、役員、資本金及び準備金の額、株式の上場、株主名簿管理人等につき規定されています(詳細につきましては、後記「2．株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。)

2．株式移転計画の内容

本株式移転計画の内容は、次のとおりです。

株式移転計画書(写)

株式会社イー・ディー・ワークス(以下「甲」という。)は、単独株式移転の方法により甲を株式移転完全子会社とする株式移転設立完全親会社(以下「乙」という。)を設立するための株式移転を行うにあたり、次のとおり株式移転計画(以下、「本計画」という。)を作成する。

第1条 (株式移転)

甲は、本計画の定めるところに従い、単独株式移転の方法により、乙の成立の日(第8条に定義する。以下同じ。)において、甲の発行済株式の全部を乙に取得させる株式移転(以下「本株式移転」という。)を行うものとする。

第2条 (乙の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項)

1. 乙の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は次のとおりとする。

(1) 目的

乙の目的は、別紙1「株式会社A Dワークスグループ定款」第2条記載のとおりとする。

(2) 商号

乙の商号は、「株式会社A Dワークスグループ」とし、英文では「A.D.Works Group Co.,Ltd.」と表示する。

(3) 本店の所在地

乙の本店の所在地は、東京都千代田区とし、本店の所在場所は東京都千代田区内幸町二丁目2番3号とする。

(4) 発行可能株式総数

乙の発行可能株式総数は1億5,715万株とする。

2. 前項に掲げるもののほか、乙の定款で定める事項は、別紙1「株式会社A Dワークスグループ定款」に記載のとおりとする。

第3条 (乙の設立時取締役の氏名)

1. 乙の設立時取締役(設立時監査等委員である者を除く。)となる者は次のとおりとする。

取 締 役	田 中 秀 夫
取 締 役	細 谷 佳 津 年
取 締 役	木 村 光 男

取締役 田路進彦
 取締役 金子幸司
 取締役 鈴木俊也

2. 乙の設立時監査等委員である取締役となる者は次のとおりとする。

取締役(社外取締役) 原川民男
 取締役(社外取締役) 関山護
 取締役(社外取締役) 田名綱尚
 取締役(社外取締役) 粟井佐知子

第4条 (乙の設立時会計監査人の名称)

乙の設立時会計監査人の名称は次のとおりとする。

EY新日本有限責任監査法人

第5条 (本株式移転に際して交付する株式及びその割当て)

1. 乙は、本株式移転に際して、本株式移転により乙が甲の発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」という。)における甲の株主に対し、その所有する甲の普通株式に代わり、甲が基準時に発行している普通株式の総数に0.1を乗じた数の合計に相当する数の乙の普通株式を交付する。
2. 乙は、本株式移転に際して、前項に基づき割当ての対象となる基準時における甲の株主に対し、その所有する甲の普通株式1株につき、乙の普通株式0.1株の割合をもって割り当てる。
3. 前二項の規定に基づき、甲の株主に対し交付しなければならない乙の普通株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、乙は、会社法第234条その他関係法令の規定に従い処理する。

第6条 (乙の資本金及び準備金の額に関する事項)

乙の成立の日における資本金及び準備金の額は次のとおりとする。

- (1) 資本金の額 金5,500,000,000円
- (2) 資本準備金の額 金1,375,000,000円
- (3) 利益準備金の額 金0円

第7条 (本株式移転に際して交付する新株予約権及びその割当て)

1. 乙は、本株式移転に際し、基準時における下記「甲 株式移転計画新株予約権」欄記載の甲が発行している新株予約権の新株予約権者に対して、その所有する甲の新株予約権の代わりに、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、下記「乙 割当て新株予約権」欄記載の乙の新株予約権を交付する。
2. 乙は、本株式移転に際し、基準時における甲の新株予約権者に対して、その所有する下記「甲 株式移転計画新株予約権」欄記載の新株予約権1個につき、下記「乙 割当て新株予約権」欄記載の新株予約権1個を割り当てる。

記

甲 株式移転計画新株予約権	乙 割当て新株予約権
株式会社エー・ディー・ワークス第21回新株予約権 (別紙2)	株式会社A Dワークスグループ第1回新株予約権 (別紙3)

以上

第8条 (乙の成立の日)

乙の設立の登記をすべき日(以下「乙の成立の日」という。)は、2020年4月1日とする。ただし、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲の取締役会の決議により、これを変更することができる。

第9条 (本計画承認株主総会)

甲は、2019年11月29日を開催日として臨時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。ただし、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲は当該株主総会の開催日を変更することができる。

第10条 (上場証券取引所、株主名簿管理人)

1. 乙は、乙の成立の日において、その発行する普通株式の株式会社東京証券取引所市場第一部への上場を予定する。
2. 乙の設立時における株主名簿管理人は、三菱UFJ信託銀行株式会社とする。

第11条 (条件変更等)

本計画の作成後、乙の成立の日に至るまでの間において、本株式移転の実行の支障となる事態若しくはそのおそれが生じた場合その他本株式移転の目的の達成が困難となった場合には、甲の取締役会決議により、本株式移転に関する条件その他本計画の内容を変更し、又は本株式移転を中止することができる。

第12条 (本計画の効力の発生)

本計画は、甲の株主総会において、本計画の承認が得られなかった場合又は国内外の法令に定める関係官庁の許認可等(関係官庁等に対する届出の効力の発生等を含む。)が得られなかった場合は、その効力を失う。

2019年10月21日

甲：東京都千代田区内幸町一丁目1番7号
株式会社エー・ディー・ワークス
代表取締役社長 CEO 田中秀夫

(別紙1)

株式会社A Dワークスグループ定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社A Dワークスグループと称し、英文では、A.D.Works Group Co.,Ltd. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

- (1) 不動産の売買及び仲介業務
- (2) 不動産の賃貸、管理、保有及び運用業務
- (3) 不動産の鑑定業務
- (4) 不動産に関するコンサルティング業務
- (5) 個人資産に関するコンサルティング業務
- (6) 土木建築、測量及び設計の業務
- (7) 土木建築工事業
- (8) 建築士事務所の経営
- (9) 損害保険及び自動車損害賠償保障法に基づく保険の代理業
- (10) 不動産に係る投資顧問業務
- (11) 不動産特定共同事業法に基づく事業
- (12) 有価証券の保有、運用、管理、売買及び有価証券への投資
- (13) 金融商品取引法に基づく第二種金融商品取引業及び投資助言・代理業並びに投資運用業
- (14) ホテル及び旅館の経営
- (15) 飲食店業
- (16) 貸金業
- (17) 債務の保証その他金融業務
- (18) エクイティ・ファイナンスを含む資金調達に関するコンサルティング業務
- (19) 再生可能エネルギーによる発電及び電力サービスに関する事業

- (20)インターネットメディア及びウェブサイトのコンテンツの企画、デザイン、製作、運営及び管理
 - (21)インターネット等を利用した不動産の仲介業務
 - (22)インターネット等を利用した広告に関する企画、製作、実施及び広告代理店業務
 - (23)機械、器具、設備及び航空機等の各種動産のリース、賃貸借、売買、割賦売買並びに保守管理
 - (24)生命保険業、他の保険会社(外国保険業者を含む。)その他金融業を行う者の業務の代理または事務の代行
 - (25)家具及びインテリア製品の製造並びに販売
 - (26)労働者派遣事業
 - (27)職業紹介事業
 - (28)人事コンサルティング業務
 - (29)前各号に附帯関連する一切の事業
2. 当社は、前項各号に掲げる事業を営むことができる。

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、1億5,715万株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(株式会社の支配に関する基本方針を実現するための仕組み)

第8条 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとしての大規模買付ルールを導入、継続、改正または廃止については、株主総会の決議によって行う。ただし、軽微な変更及び廃止については取締役会の決議によっても行うことができる。

2. 大規模買付ルールに基づく対抗措置の選択及び発動は、大規模買付ルールに従い、株主総会、または取締役会の決議により行うことができる。

(自己株式の取得)

第9条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料並びに株主の権利の行使に関する手続は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第18条 当会社の取締役(監査等委員である者を除く。)は、10名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(選任方法)

第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使できる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
4. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。

(役付取締役等)

第22条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役会長、取締役社長、最高経営責任者CEO、最高執行責任者COO 及び最高財務責任者CFO 各1名、並びに取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

2. 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役相談役を置くことができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(重要な業務執行の委任)

第25条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議の方法)

第26条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。

2. 前条の決議があったとみなされる事項の内容及びその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規程)

第32条 監査等委員会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(選任)

第33条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第34条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第35条 会計監査人の報酬は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第36条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第37条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第38条 当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。

2. 当会社の中間配当を行う場合の基準日は、毎年6月30日とする。
3. 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第39条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

(附則)

(最初の事業年度)

第1条 当会社の最初の事業年度は、第36条の規定にかかわらず、当会社の設立の日から2020年12月31日までとする。

(最初の取締役の報酬等)

第2条 第29条の規定にかかわらず、当会社の設立の日から当会社の最初の定時株主総会の時までの期間の当会社の取締役の報酬等の額は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)

報酬の総額は、年額10億円以内とする。

(2) 監査等委員である取締役

報酬の総額は、年額1億円以内とする。

(3) 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)等に対する株式報酬

当会社の取締役(監査等委員である取締役、社外取締役及び国外居住者を除く。)及び株式会社エー・ディー・ワークス(以下、本号において「ADW」という。)の取締役(監査等委員である取締役、社外取締役及び国外居住者を除く。)並びにADW以外の当会社子会社(以下「対象子会社」といい、当会社とADWと併せて以下「対象会社」という。)の代表取締役(以下併せて「取締役等」という。)を対象とした役員株式報酬制度(以下「本制度」という。)に基づき、以下のとおり、取締役等に当会社株式及び当会社株式の換価処分金相当額の金銭(以下「当会社株式等」という。)の交付及び給付(以下「交付等」という。)をする。

なお、対象子会社は、当会社子会社(ADWを除く。)のうち、国内に本店が所在し、かつ、同社の株主総会において代表取締役に対する本制度にかかる株式報酬等の額及び内容決定の決議がなされることの条件を満たした会社とする。

本制度の概要

本制度は、ADWの2019年6月25日開催の第93期定時株主総会において承認可決された株式報酬制度と同種の内容の株式報酬制度である。当会社は、ADWが三菱UFJ信託銀行株式会社等と締結した2019年7月23日付の役員株式報酬信託契約について、2020年4月1日をもって、ADWの契約上の地位及び権利義務を譲り受けるものとする。

すなわち、本制度は、ADWが拠出する取締役報酬額(下記のとおり。)を原資としてADWが設定し、ADWの地位及び権利義務を当会社が承継する信託(以下「本信託」という。)によりADW株式(ADW株式が株式移転により当会社株式となる)が取得され、信託期間(2019年7月23日から2022年8月31日までの約3年間の予定。以下同じ。)中の各事業年度に各対象会社の取締役会の決議を受けて、役位ごとに定められる一定額に相当する当会社株式等を取締役等に交付等するとともに、本信託の終了時に残余株式を換価した換価処分金相当額の金銭及び本信託内の当会社株式に係る配当金の残余につき、信託費用準備金を超過する部分を取締役等に給付する株式報酬制度である。なお、信託期間内の定時株主総会において、本信託の継続に関する議案が付議され、承認された場合には、当該株主総会決議で承認を得た範囲内で対象期間及び信託期間が延長され、引き続き延長された信託期間中、本制度を継続することがある。

本信託に拠出される信託合計額及び本信託における取得株式の合計株数の上限

ADWは、合計2.1億円を上限とする金員を、信託期間中の取締役等への報酬として拠出し、受益者要件を満たす取締役等を受益者とする本信託を設定している。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資としてADW株式5,784,300株を株式市場から取得済みである。なお、ADWの取締役(監査等委員である取締役、社外取締役及び国外居住者を除く。)及び対象子会社の代表取締役に対して交付された当会社株式等に相当する金銭については、ADW及び当該対象子会社から当会社に対して、事後的に支払われることになる。

取締役等に交付等が行われる当会社株式等の数の算定方法と上限

2019年6月、2020年3月及び2021年3月の各対象会社の取締役会において、取締役等が本信託から交付等を受けることができる当会社株式等の数を算定する基礎となる金額(以下「交付株式数算定基礎額」という。)を決議する。交付株式数算定基礎額の上限は、1年につき1.4億円とする。

2020年3月及び2021年3月の各対象会社の取締役会で決定した交付株式数算定基礎額に各取締役等の配分比率(1)を乗じて各取締役等に配分する交付株式数算定基礎額を算定し、以下の算定式に従って算出される当会社株式等を当該取締役等に対して交付等を行う当会社株式等の数とする。

< 交付等を行う当会社株式等の算定式 >

(各取締役等に配分された交付株式数算定基礎額 - 換価処分金相当額(2)) ÷ 基準株価(3)

- 1 各取締役等の配分比率は、下表に定める各取締役等の役位ウェイトを全取締役等の役位ウェイト合計で除することによって算出される。なお、当会社の取締役、ADWの取締役及び対象子会社の代表取締役を兼務している者については、役位ウェイトの高い方の数字を用いて算出する。

役位	役位ウェイト
代表取締役	50
役付取締役	20
使用人兼務取締役	12
その他の取締役	15
対象子会社の代表取締役	12

- 2 各取締役等に配分された交付株式数算定基礎額を翌年3月1日(2020年4月以降は12月1日、同日が営業日でない場合には翌営業日)の東京証券取引所における当会社株式の普通取引の終値で除して算出される値の30%(単元未満株式は切り捨て)に相当する当会社株式数を株式市場で売却した際の売却代金
- 3 翌年3月末日(2020年4月以降は12月末日、同日が営業日でない場合には直前の営業日)の東京証券取引所における当会社株式の普通取引の終値

本制度により、取締役等に交付される当会社株式の合計数の上限は、信託期間を通じて取得済のADW株式5,784,300株に株式移転比率0.1を乗じた578,430株とする。ただし、当会社株式について信託期間中に株式分割・株式併合等が生じた場合には、当会社株式の分割比率・併合比率等に応じて、取締役等に交付される株式の合計数の上限を調整する。

取締役等に対する当会社株式等の交付等の方法及び時期

取締役等は、信託期間中の毎年4月(2020年4月以降は翌年1月)に、以下の受益者要件を満たした場合、所定の受益者確定手続を行うことにより、上記により算定される株数の当会社株式等について、本信託から交付等を受けることができる。

- ア) 信託期間中の毎年3月31日(2020年4月以降は毎年12月31日)に当会社またはADWと委任契約を締結している取締役若しくは対象子会社と委任契約を締結している代表取締役であること(信託期間中に新たに取締役等となった者を含む。)
- イ) 在任中に一定の非違行為があった者でないこと
- ウ) 上記の取締役会において交付株式数算定基礎額の決議が得られていること

また、信託期間の満了時に本信託が終了する場合において、本信託内に残余株式が生じたときは、当該株式を本信託内で換価し、換価処分金相当額の金銭を、受益権割合()に従って各取締役等に給付する(なお、信託期間内の定時株主総会において、本信託の継続に関する議案が付議され、承認されることにより、本信託を継続利用する場合には、残余株式は継続後の信託期間の報酬として利用する。)。信託期間の満了時に本信託を終了する場合に、本信託内の当会社株式に係る配当金の残余は、信託費用準備金を超過する部分については、受益権割合()に従って各取締役等に給付する。

受益権割合は、信託期間終了時に在任している取締役等について、それぞれ上記 によって配分された交付株式数算定基礎額の信託期間中における累積額を、信託期間終了時に在任している全取締役等について上記 によって配分された交付株式数算定基礎額の信託期間中における累積額の合計額で除することによって算出される。

信託期間の終了前に本信託内の当会社株式等の全部について交付等が行われた場合には、本信託を終了し、それ以降は本信託からの当会社株式等の交付等は行わないが、本信託から取締役等に交付等が行われた当会社株式等の価額が交付株式数算定基礎額に不足する場合、不足額の限度で、本制度による報酬とは別に、取締役等に金銭報酬を支給することを予定している。

本信託内の当会社株式に関する議決権行使及び配当の取り扱い

本信託内にある当会社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとする。

また、本信託内の当会社株式に係る配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬・信託費用に充てられる。

(附則の削除)

第3条 本附則は、当会社の最初の定時株主総会終結の時をもって削除されるものとする。

(別紙2)

株式会社エー・ディー・ワークス第21回新株予約権

1. 新株予約権の名称

株式会社エー・ディー・ワークス第21回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)

2. 本新株予約権の払込金額の総額

金 10,070,000円

3. 申込期日

2018年8月20日

4. 割当日及び払込期日

2018年8月20日

5. 募集の方法

第三者割当ての方法により、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社に割り当てる。

6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式27,285,510株(但し、当該株式の総数は、本新株予約権の行使により変動する可能性がある。)とする(本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は102株とする。)。但し、本項第(2)号及び第(3)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が第10項の規定に従って行使価額(第9項第(2)号に定義する。以下同じ。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第10項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第10項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権の保有者(以下「本新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第10項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

267,505個(但し、当該株式の総数は、本新株予約権の行使により変動する可能性がある。)

8. 本新株予約権1個あたりの払込金額

19円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」と総称する。)する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、37円とする。但し、行使価額は第10項に定めるところに従い調整されるものとする。

10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得、又はその他当社普通株式の交付を請求できる証券若しくは権利の転換、交換若しくは行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日若しくは株主確定日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

普通株式について株式の分割をする場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日又は株主確定日の翌日以降これを適用する。

本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利を発行又は付与する場合調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権その他の証券若しくは権利の全部が当初の条件で転換、交換又は行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の場合において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日又は株主確定日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日又は株主確定日の翌日から当該承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算式により算出される株式数の当社普通株式を交付するものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、本 第1段落の行使価額の調整の場合 における調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額を基準として算出される割当株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数が生じるときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日(終値のない日を除く。)の株式会社東京証券取引所市場第一部(以下「東証一部」という。)における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日がある場合はその日、また、かかる基準日又は株主確定日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第(2)号 に定める場合その他上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権の行使期間

2018年8月20日から2020年8月19日(但し、2020年8月19日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)までの期間とする。但し、第14項に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の行使により、行使に係る本新株予約権の新株予約権者が当該行使後に保有することとなる当社普通株式数が、本新株予約権の発行決議日(2018年8月2日)時点における当社発行済株式総数(323,987,693株)の5.1%(16,523,372株)(但し、第10項第(2)号記載の行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整される。)を超えることとなる場合の、当該5.1%(但し、第10項第(2)号記載の行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整される。)を超える部分に係る新株予約権の行使はできない。
- (2) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (3) 各本新株予約権の一部行使はできない。

13. 新株予約権の取得事由

本新株予約権の割当日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日(以下「取得日」という。)を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権に係る本新株予約権者に対して、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個あたりの払込金額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

14. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下「再編当事会社」と総称する。)は、以下の条件に基づき、本新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

(1) 新たに交付される新株予約権の数

本新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

(2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類再編当事会社の同種の株式

(3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。

(4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

(5) 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件

第11項乃至第14項、第16項及び第17項に準じて、組織再編行為に際して決定する。

(6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

15. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

16. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

18. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座(社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」という。)第131条第3項に定める特別口座を除く。)のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第11項に定める行使期間中に第20項記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額及び割当株式数を乗じた金額(以下「出資金総額」という。)を現金にて第21項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座(以下「指定口座」という。)に振り込むものとする。
- (2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に係る出資金総額が指定口座に入金されたときに発生する。

19. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに振替法第130条第1項に定めるところに従い、振替機関に対し、当該本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

20. 行使請求受付場所

株式会社エー・ディー・ワークス
コーポレート・アフェアーズ 総務グループ
東京都千代田区内幸町二丁目2番3号

21. 払込取扱場所

株式会社みずほ銀行 銀座支店

22. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長又はその指名する者に一任する。
- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

(別紙3)

株式会社A Dワークスグループ第1回新株予約権

1. 新株予約権の名称

株式会社A Dワークスグループ第1回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)

2. 新株予約権の割当日

2020年4月1日

3. 新株予約権の割り当て

マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社に割り当てる。

4. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式2,728,551株(但し、当該株式の総数は、株式会社エー・ディー・ワークス第21回新株予約権の行使により変動する可能性がある。)とする(本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は10.2株とする。)。但し、本項第(2)号及び第(3)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が第8項の規定に従って行使価額(第7項第(2)号に定義する。以下同じ。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第8項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第8項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権の保有者(以下「本新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第8項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

5. 本新株予約権の総数

267,505個(但し、当該株式の総数は、株式会社エー・ディー・ワークス第21回新株予約権の行使により変動する可能性がある。)

6. 本新株予約権と引換えにする金銭の払込の要否

金銭の払込みを要しない。

7. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」と総称する。)する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、370円とする。但し、行使価額は第8項に定めるところに従い調整されるものとする。

8. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得、又はその他当社普通株式の交付を請求できる証券若しくは権利の転換、交換若しくは行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日若しくは株主確定日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

普通株式について株式の分割をする場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日又は株主確定日の翌日以降これを適用する。

本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))その他の証券若しくは権利を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権その他の証券若しくは権利の全部が当初の条件で転換、交換又は行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の場合において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日又は株主確定日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日又は株主確定日の翌日から当該承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算式により算出される株式数の当社普通株式を交付するものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、本 第1段落の行使価額の調整の場合における調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額を基準として算出される割当株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数が生じるときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日(終値のない日を除く。)の株式会社東京証券取引所市場第一部(以下「東証一部」という。)における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日がある場合はその日、また、かかる基準日又は株主確定日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第(2)号 に定める場合その他上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

9. 本新株予約権の行使期間

2020年4月1日から2020年8月19日(但し、2020年8月19日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)までの期間とする。但し、第12項に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。

10. その他の本新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の行使により、行使に係る本新株予約権の新株予約権者が当該行使後に保有することとなる当社普通株式数が、本新株予約権の発行日(2020年4月1日)時点における当社発行済株式総数(39,289,864株(予定))の5.1%(2,003,783株(予定))(但し、第8項第(2)号記載の行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整される。)を超えることとなる場合の、当該5.1%(但し、第8項第(2)号記載の行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整される。)を超える部分に係る新株予約権の行使はできない。
- (2) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (3) 各本新株予約権の一部行使はできない。

11. 新株予約権の取得事由

本新株予約権の割当日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日(以下「取得日」という。)を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権に係る本新株予約権者に対して、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個あたりの払込金額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

12. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下「再編当事会社」と総称する。)は、以下の条件に基づき、本新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

(1) 新たに交付される新株予約権の数

本新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

(2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類再編当事会社の同種の株式

(3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。

(4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

(5) 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件

第9項乃至第12項、第14項及び第15項に準じて、組織再編行為に際して決定する。

(6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

13. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

14. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

15. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

16. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座(社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」という。)第131条第3項に定める特別口座を除く。)のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第9項に定める行使期間中に第18項記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額及び割当株式数を乗じた金額(以下「出資金総額」という。)を現金にて第19項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座(以下「指定口座」という。)に振り込むものとする。
- (2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に係る出資金総額が指定口座に入金されたときに発生する。

17. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに振替法第130条第1項に定めるところに従い、振替機関に対し、当該本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

18. 行使請求受付場所

株式会社A Dワークスグループ

東京都千代田区内幸町二丁目2番3号

19. 払込取扱場所

株式会社みずほ銀行 銀座支店

20. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権は、株式会社エー・ディー・ワークスの発行済株式の全部を当社に取得させる株式移転に際し、第3項記載の割当先に対して、その所有する株式会社エー・ディー・ワークス第21回新株予約権の代わりに交付されるものであり、行使価額その他本新株予約権の内容及び割当先との間の割当契約の諸条件を考慮して、第7項記載のとおり決定した。

21. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長又はその指名する者に一任する。
- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

4 【組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠】

1．株式移転比率

会社名	株式会社A Dワークスグループ (完全親会社)	株式会社エー・ディー・ワークス (完全子会社)
株式移転比率	0.1	1

- (注) 1．本株式移転に伴い、エー・ディー・ワークスの普通株式1株につき、当社の普通株式0.1株の割合をもって割当交付いたします。なお、当社の単元株式数は、100株です。本株式移転により、エー・ディー・ワークスの株主の皆様へ交付しなければならない当社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。
- 2．当社が本株式移転により発行する新株式数(予定)：普通株式 39,289,864株
上記新株式数は、2019年9月30日時点におけるエー・ディー・ワークスの発行済株式総数に基づいて記載しております。本株式移転の効力発生に先立ち、エー・ディー・ワークスの発行済株式総数が変化した場合には、当社が交付する上記新株式数は変動いたします。なお、エー・ディー・ワークスが保有する自己株式(2019年9月30日現在1,050,724株)に対しては、株式移転比率に応じて当社の普通株式が割当交付されることとなります。これに伴い、エー・ディー・ワークスは一時的に当社の普通株式を保有することとなりますが、その処分方法については、効力発生後、法令等に基づき速やかに処理する予定であります。
- 3．単元未満株式の取扱いについて
単元未満株式の当社の株式の割当てを受けるエー・ディー・ワークスの株主につきましては、かかる割り当てられた株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできませんが、そのような単元未満株式を保有することとなる株主は、当社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。

2．株式移転比率の算定根拠等

本株式移転におきましては、エー・ディー・ワークス単独による株式移転によって完全親会社1社を設立するものであり、持株会社の株式はすべて本株式移転直前のエー・ディー・ワークスの株主の皆様のみへ割り当てられることとなります。現在のエー・ディー・ワークスの1株あたりの株価水準を勘案し、エー・ディー・ワークスの株主の皆様へ不利益を与えないことを第一義としつつ、株主の皆様へ保有するエー・ディー・ワークス普通株式1株に対して、持株会社の普通株式0.1株を割当交付することといたします。

なお、上記のとおり、本株式移転はエー・ディー・ワークス単独による株式移転であるため、第三者機関による株式移転比率の算定は行っておりません。

3．本株式移転に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

エー・ディー・ワークスが発行している新株予約権については、当社は、エー・ディー・ワークス新株予約権の新株予約権者に対し、その有する新株予約権に代えて同等の当社新株予約権を交付し、割り当てる方針です。なお、エー・ディー・ワークスは新株予約権付社債を発行しておりません。

5 【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行される有価証券との相違】

該当事項はありません。

6 【有価証券をもって対価とする公開買付けの場合の発行条件に関する事項】

該当事項はありません。

7 【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

1. 組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

買取請求権の行使の方法について

エー・ディー・ワークスの株主が、その所有するエー・ディー・ワークスの普通株式につき、エー・ディー・ワークスに対して会社法第806条に定める反対株主の買取請求権を行使するためには、2019年11月29日開催予定の臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をエー・ディー・ワークスに対し通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、エー・ディー・ワークスが、上記臨時株主総会の決議の日(2019年11月29日)から2週間以内の会社法第806条第3項の通知に代えて社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

議決権の行使の方法について

エー・ディー・ワークスの株主による議決権の行使の方法としては、2019年11月29日開催予定の臨時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります(なお、株主は、エー・ディー・ワークスの議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該株主総会に関する代理権を証明する書面を、エー・ディー・ワークスに提出する必要があります。)。また、当該株主が書面によって議決権を行使する方法もあり、その場合には2019年11月28日午後5時までに議決権を行使することが必要となります。

なお、議決権行使書用紙に各議案の賛否又は棄権の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

株主は、複数の議決権を有する場合、会社法第313条に基づき、その有する議決権を統一しないで行使することができます。ただし、当該株主は、2019年11月25日までに、エー・ディー・ワークスに対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、エー・ディー・ワークスは、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

組織再編成によって発行される株式の受取方法について

本株式移転によって発行される株式は、本株式移転に際して、基準時におけるエー・ディー・ワークスの株主名簿に記載又は記録されたエー・ディー・ワークスの株主に割り当てられます。株主は、自己のエー・ディー・ワークスの株式が記録されている振替口座に、当社の株式が記録されることにより、当社の株式を受け取ることができます。

2. 組織再編成対象会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

買取請求権の行使の方法について

本株式移転に際して、エー・ディー・ワークスが既に発行している新株予約権については、本株式移転計画における会社法第773条第1項第9号又は第10号に掲げる事項についての定めが当該新株予約権に係る同法第236条第1項第8号の条件(同号亦に関するものに限りません。)に合致するため、会社法第808条第1項の規定により、新株予約権買取請求権が発生いたしません。

また、エー・ディー・ワークスは、本届出書提出日現在において、新株予約権付社債を発行しておりません。

組織再編成によって発行される新株予約権の受取方法について

本株式移転によって発行される新株予約権は、基準時におけるエー・ディー・ワークスの新株予約権者原簿に記載又は記録されたエー・ディー・ワークスの新株予約権者に割り当てられます。新株予約権者は、当社の新株予約権原簿に記載又は記録されることにより、当社の新株予約権を受け取ることができます。

8 【組織再編成に関する手続】

1 . 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、エー・ディー・ワークスは、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項を記載した書面、エー・ディー・ワークスの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書面を、エー・ディー・ワークスの本店において2019年11月14日よりそれぞれ備え置く予定です。

は、2019年10月21日開催のエー・ディー・ワークスの取締役会において承認された株式移転計画です。

は、本株式移転に際して株式移転比率及びその算定根拠並びに上記株式移転計画に定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類です。

は、エー・ディー・ワークスの最終事業年度末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産に重大な影響を与える事象を説明した書類です。

これらの書類は、エー・ディー・ワークスの営業時間内にエー・ディー・ワークスの本店において閲覧することができます。なお、本株式移転が効力を生ずる日までの間に、上記 ~ に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

2 . 株主総会等の組織再編成に関する手続の方法及び日程

臨時株主総会基準日	2019年9月30日
株式移転計画承認取締役会	2019年10月21日
株式移転計画承認臨時株主総会	2019年11月29日(予定)
エー・ディー・ワークス上場廃止日	2020年3月30日(予定)
当社設立登記日(効力発生日)	2020年4月1日(予定)
当社上場日	2020年4月1日(予定)

ただし、本株式移転の手続き進行上の必要性その他の事由により日程を変更することがあります。

3 . 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に関して買取請求権を行使する方法 普通株式について

エー・ディー・ワークスの株主が、その所有するエー・ディー・ワークスの普通株式につき、エー・ディー・ワークスに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2019年11月29日開催予定の臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をエー・ディー・ワークスに通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、エー・ディー・ワークスが、上記臨時株主総会の決議の日(2019年11月29日)から2週間以内の会社法第806条第3項の通知に代えて社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

新株予約権について

本株式移転に際して、エー・ディー・ワークスが既に発行している新株予約権については、本株式移転計画における会社法第773条第1項第9号又は第10号に掲げる事項についての定めが当該新株予約権に係る同法第236条第1項第8号の条件(同号ホに関するものに限ります。)に合致するため、会社法第808条第1項の規定により、新株予約権買取請求権が発生しません。

第2 【統合財務情報】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において財務情報はありますが、組織再編成対象会社であるエー・ディー・ワークスの最近連結会計年度の主要な連結経営指標は次のとおりです。これらエー・ディー・ワークスの連結経営指標等は、当社の連結経営指標等に反映されるものと考えられます。

主要な経営指標等の推移

連結経営指標等の推移

回次	第89期	第90期	第91期	第92期	第93期
決算年月	2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月
売上高 (千円)	10,735,735	15,733,153	18,969,772	22,299,226	24,861,153
経常利益 (千円)	540,642	650,658	748,152	926,675	1,802,551
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	333,873	426,878	540,328	584,216	663,860
包括利益 (千円)	331,540	381,877	578,373	380,952	838,003
純資産額 (千円)	5,478,903	5,842,456	6,415,159	10,152,079	11,947,894
総資産額 (千円)	16,681,270	17,925,825	25,832,725	30,801,404	30,625,075
1株当たり純資産額 (円)	17.48	18.57	20.28	31.90	34.51
1株当たり当期純利益 (円)	1.05	1.35	1.71	1.84	2.01
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	1.05	1.35	1.71	1.84	2.01
自己資本比率 (%)	32.8	32.6	24.7	32.9	39.0
自己資本利益率 (%)	6.1	7.6	8.8	7.1	6.0
株価収益率 (倍)	30.5	22.6	15.5	19.4	16.4
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,426,990	1,395,629	5,128,541	1,215,440	2,302,245
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	885,277	51,593	504,804	41,274	190,253
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,754,967	992,966	6,426,843	4,075,421	2,206,013
現金及び現金同等物の 期末残高 (千円)	3,013,451	2,536,383	4,353,773	7,139,707	7,074,074
従業員数 (名)	99	115	136	146	167

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 エー・ディー・ワークスは2017年7月13日付でライツ・オフリング(ノンコミットメント型/行使価額ノンディスカウント型)に基づく新株予約権の株主割当てを行い、当該新株予約権の行使に伴い新株式を発行しております。第89期の期首に当該ライツ・オフリングに基づく払込が行われたと仮定した株式数で、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。なお当該ライツ・オフリングに基づく払込が第89期の期首に行われたと仮定しない場合の1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、以下のとおりであります。

回次	第89期	第90期	第91期	第92期	第93期
1株当たり純資産額 (円)	25.65	27.20	29.68	31.90	34.51
1株当たり当期純利益 (円)	1.54	1.99	2.51	2.16	2.01
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	1.54	1.98	2.51	2.15	2.01

第3【発行者（その関連者）と組織再編成対象会社との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第2 統合財務情報」に記載のとおりです。

2 【沿革】

2019年10月21日 エー・ディー・ワークスの取締役会において、エー・ディー・ワークスの単独株式移転による持株会社「株式会社A Dワークスグループ」の設立を内容とする「株式移転計画」の内容を決議

2019年11月29日 エー・ディー・ワークスの臨時株主総会において、単独株式移転の方法により当社を設立し、エー・ディー・ワークスがその完全子会社となることについて決議(予定)

2020年4月1日 エー・ディー・ワークスが株式移転の方法により当社を設立(予定)
当社普通株式を東京証券取引所市場第一部に上場(予定)

なお、エー・ディー・ワークスの沿革につきましては、エー・ディー・ワークスの有価証券報告書(2019年6月25日提出)をご参照ください。

3 【事業の内容】

当社は、持株会社としてグループ会社の経営管理及びこれに附帯または関連する業務を行う予定です。

また、当社の完全子会社となるエー・ディー・ワークス及びその関係会社の最近事業年度末日時点の主な事業の内容は以下のとおりです。

エー・ディー・ワークスグループは、(1) 収益不動産販売事業、(2) ストック型フィービジネスの2つの事業を営んでおり、連結子会社として、国内では株式会社エー・ディー・パートナーズ、株式会社エー・ディー・デザインビルド、株式会社スマートマネー・インベストメントの3社があります。米国においては、統括機能を持つ連結子会社A. D. Works USA, Inc. があり、さらにその連結子会社としてADW-No. 1 LLC、ADW Management USA, Inc. の2社、合計3社のグループ会社があります。

なお、事業系統図については前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 1 組織再編成の目的等 3. 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係 (2) 提出会社の企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係 取引関係」に記載のとおりです。

4 【関係会社の状況】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において関係会社はありませんが、当社の完全子会社となるエー・ディー・ワークスの関係会社の状況につきましては、前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 1 組織再編成の目的等 3. 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係 (1) 提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」に記載のとおりです。

5 【従業員の状況】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、未定であります。

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となるエー・ディー・ワークスの2019年9月30日現在の連結会社の従業員の状況は以下のとおりです。株式会社澄川工務店を連結子会社としたこと及び新卒採用を行った事などの要因により、当社グループの従業員数は前連結会計年度末より23名増加し190名になりました。セグメント別の従業員数は次のとおりです。

2019年9月30日現在

セグメントの名称	前連結会計年度末 従業員数(名) (2019年3月31日)	第2四半期 連結累計期間末 従業員数(名) (2019年9月30日)	増減
収益不動産販売事業	82	90	8
ストック型フィービジネス	47	60	13
全社(管理部門)	38	40	2
合計	167	190	23

(注) 従業員数には、派遣社員を除く従業員数を記載しております。また、当社グループ以外からの出向者を含めております。

(3) 労働組合の状況

当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

連結会社の状況

当社の完全子会社となるエー・ディー・ワークスにおいて、労働組合は結成されておらず、労使関係について特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるエー・ディー・ワークスの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等については、同社の有価証券報告書(2019年6月25日提出)及び四半期報告書(2019年8月8日提出)をご参照ください。

2 【事業等のリスク】

当社は本届出書提出日現在において設立されておりませんが、本株式移転によりエー・ディー・ワークスの完全親会社となるため、当社の設立後は、本届出書提出日現在におけるエー・ディー・ワークスの事業等のリスクが当社の事業等のリスクとなり得ることが想定されます。エー・ディー・ワークスの事業等のリスクを踏まえた当社の事業等のリスクは以下のとおりです。

なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載がない限り、本届出書提出日現在においてエー・ディー・ワークスが判断したものです。

(1) レピュテーションリスクについて

当社グループの基幹事業は、富裕層の個人顧客に収益不動産を販売し、販売後のプロパティマネジメント等を受託することにより、販売収益とフィー収入を得るビジネスモデルであり、富裕層顧客の大きな資産をお預かりするという意味において、顧客との信頼関係が事業推進の大前提となります。したがって、仮に何らかの原因により当社がその社会的評判や信頼を損なうに至った場合、顧客との関係性を毀損し、事業推進に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 顧客情報管理について

当社グループでは、管理業務を受託している賃貸マンションやオフィスビル、商業施設のオーナー及び入居者、収益不動産の売主及び買主等の個人情報を保有しており、今後も当社グループの業務の拡大に伴い保有する個人情報が増加することが予想されます。当社グループといたしましては、これら個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めるとともに、内部の情報管理体制の徹底により個人情報の保護に注力しております。しかしながら、不測の事態により個人情報の漏洩等があった場合、損害賠償や信用低下等により、当社グループの業績及び財政状態が影響を受ける可能性があります。

(3) 災害の発生及び地域偏在について

当社グループが保有または管理している収益不動産は、経済規模や顧客ニーズを考慮に入れ、国内においては首都圏、海外においては米国ロサンゼルスを中心に所在していますが、当該地域における地震その他の災害、地域経済の悪化等により、当社グループの業績及び財政状態が影響を受ける可能性があります。

(4) 地政学リスクについて

当社グループのコア事業である収益不動産販売事業は、億円単位の収益不動産の仕入が起点となるビジネスモデルであるため、資金調達力を高い水準に保っておく必要があります。世界経済に影響を及ぼすような政治的あるいは軍事的な緊張が生じた場合、資本市場及び金融機関が一斉にリスクオフとなり、当社の資金調達力が大きく低下する可能性があります。その場合、当社グループの業績及び財政状態が影響を受ける可能性があります。

(5) 瑕疵担保責任について

当社グループの各事業においては、設計・施工上の問題に起因する瑕疵等により不具合が生じた場合は、間接損害を含め、損害賠償等による費用発生又は当社グループの商品・サービスに対する信用の失墜などの可能性も考えられ、その場合には、当社グループの業績及び財政状態が影響を受ける可能性があります。

(6) 経済情勢の動向について

当社グループが属する不動産業界は、景気動向、金利動向及び地価動向等の経済情勢の影響を受けやすく、当社グループにおいてもこれらの経済情勢の変化により各事業の業績は影響を受けます。当社グループでは、不動産にかかるリスクの軽減と同時に、収益の極大化を図ることができるよう市況の動きに注意を払っておりますが、不動産市況が当社グループの予測を超え、想定した以上の資産価値の下落を生じるような事態になった場合、当社グループの業績及び財政状態が影響を受ける可能性があります。

(7) 法的規制について

当社グループでは、国内外において、法令に基づく許認可や、各種の税法及び外国為替管理の規制等の適用を受けております。当社グループは、法的規制の遵守を徹底しており、現時点において当該許認可の取消し等の事由は発生してはおりませんが、将来何らかの理由により、当該許認可が取消され又はそれらの更新が認められない場合等には、当社グループの事業活動に支障をきたすとともに、業績に影響を受ける可能性があります。また、今後の法律改正又は規制の動向によっては、当社グループの業績及び財政状態が影響を受ける可能性があります。なお、当社グループが取得している許認可等は次のとおりです。

会社名	許認可等の名称 許認可(登録)番号	有効期間	法令違反の要件及び 主な許認可取消事由
㈱エー・ディー・ワークス	宅地建物取引業者免許 国土交通大臣(2)第8550号	2018年12月20日から 2023年12月19日まで	宅地建物取引業法第66条
	不動産鑑定業者登録 東京都知事(4)第1620号	2019年8月17日から 2024年8月16日まで	不動産の鑑定評価に関する法律第41条
	一般不動産投資顧問業登録 国土交通大臣(一般)第424号	2016年11月20日から 2021年11月19日まで	不動産投資顧問業登録規程第30条
	金融商品取引業登録 (第二種金融商品取引業、投資 助言・代理業) 関東財務局長(金商)第597号		金融商品取引法第52条
	不動産特定共同事業許可 東京都知事第96号		不動産特定共同事業法第36条
㈱エー・ディー・パートナーズ	宅地建物取引業者免許 東京都知事(2)第92782号	2016年3月19日から 2021年3月18日まで	宅地建物取引業法第66条
	賃貸住宅管理業者登録 国土交通大臣(1)第4565号	2017年8月22日から 2022年8月21日まで	賃貸住宅管理業者登録規程第12条
㈱エー・ディー・デザインビルド	宅地建物取引業者免許 東京都知事(3)第90187号	2019年2月21日から 2024年2月20日まで	宅地建物取引業法第66条
	特定建設業許可 東京都知事(特-28)第146679号	2017年3月30日から 2022年3月29日まで	建設業法第29条
	一般建設業許可 東京都知事(般-30)第146679号	2018年8月14日から 2023年8月13日まで	
	一級建築士事務所登録 東京都知事第61455号	2017年3月15日から 2022年3月14日まで	建築士法第26条

(8) 人材の確保及び育成について

当社グループの各事業は、不動産及びその周辺事業はもとより、各種事業領域における専門性の高い知識と豊富な経験を有する人材によって成り立っており、人材こそが当社グループの経営資源の核となるものであります。したがって、代表取締役をはじめ各部門を管掌する取締役及び部門長等の特定の幹部人材が、何らかの理由により業務遂行が不可能または困難となり適切な人材が適時に代替できない場合、また当社グループが求める人材の確保・育成が十分にできない場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 借入金について

有利子負債への依存について

当社グループは、収益不動産の取得等のための資金を金融機関からの借入により調達しており、連結貸借対照表における有利子負債残高は、2019年3月期末において、連結総資産の約5割を占めます。市場金利が上昇する局面においては支払利息等の増加により、当社グループの業績及び財政状態が影響を受ける可能性があります。

調達及び返済のリスクについて

当社グループは資金調達に際して、特定の金融機関に依存することなく、案件ごとに金融機関に融資を打診し、融資実行を受けた後に各プロジェクトを進行させております。しかしながら、事業着手時期の遅延、もしくは何らかの理由により計画どおりの資金調達ができなかった場合等には、当社グループの事業展開が影響を受ける可能性があります。また、有利子負債の主な返済原資は収益不動産の売却代金ですが、売却時期や売却金額等の条件が想定から悪化した場合には、当社グループの業績及び財政状態が影響を受ける可能性があります。

(10)協力的会社への依存について

当社グループの各事業においては、建築工事、内装工事、改修工事について、所定の審査を経た協力的会社に施工協力をお願いしております。しかしながら、協力的会社が予期せぬ業績不振や事故等により事業を停止した場合は、代替措置に伴う追加の費用発生やサービス提供の遅延も考えられ、その場合には、当社グループの業績等が影響を受ける可能性があります。

(11)海外事業に対するリスクについて

当社グループは、米国のロサンゼルスに拠点を置き、主に日本国内の投資家を対象顧客として、不動産販売事業を行っております。ロサンゼルス不動産業界は、米国の着実な景気回復に伴い、中古住宅の価格は引き続き高水準であり、在庫も安定しておりますが、日本国内の投資家が所有する海外不動産に対する税制が見直されることがあった場合には、投資に対する魅力が減少し、当社グループの米国での事業に影響が及ぼす可能性があります。

(12)為替変動リスクについて

当社グループでは、米国ロサンゼルスに拠点を置いて収益不動産事業を行っており、外貨建の取引については、先物為替予約などのデリバティブを活用したヘッジ取引により、為替変動リスクの軽減に努めております。また、当社の海外における不動産投資については、為替変動により、海外不動産の評価額や期間損益の円貨換算額が増減するリスクが存在します。これらの為替変動リスクは、当社グループの業績及び財政状態が影響を受ける可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるエー・ディー・ワークスの経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、同社の有価証券報告書(2019年6月25日提出)及び四半期報告書(2019年8月8日提出)をご参照ください。

4 【経営上の重要な契約等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるエー・ディー・ワークスの経営上の重要な契約等については、同社の有価証券報告書(2019年6月25日提出)及び四半期報告書(2019年8月8日提出)をご参照ください。

また、本株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等につきましては、前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」をご参照ください。

5 【研究開発活動】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となるエー・ディー・ワークスの設備投資等の概要については、同社の有価証券報告書(2019年6月25日提出)をご参照ください。

2 【主要な設備の状況】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となるエー・ディー・ワークスの主要な設備の状況については、同社の有価証券報告書(2019年6月25日提出)をご参照ください。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となるエー・ディー・ワークスの設備の新設、除却等の計画については、同社の有価証券報告書(2019年6月25日提出)をご参照ください。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

2020年4月1日時点の当社の株式の総数等は以下のとおりとなる予定です。

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	157,150,000
計	157,150,000

【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	39,289,864	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株式数は100株です。
計	39,289,864		

- (注) 1. 上記株式数は、2019年9月30日時点におけるエー・ディー・ワークスの発行済株式総数に基づいて記載しておりますが、本株式移転の効力発生に先立ち、エー・ディー・ワークスの発行済株式総数が変化した場合は、当社が交付する株式数は変動いたします。
2. エー・ディー・ワークスは、当社の普通株式について東京証券取引所市場第一部に新規上場申請を行う予定です。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

エー・ディー・ワークスが既に発行している新株予約権は、本株式移転効力発生日をもって消滅し、同日当該新株予約権の新株予約権者に対してこれに代わる当社の新株予約権を交付いたします。当社が交付する新株予約権の内容は以下のとおりです。

株式会社A Dワークスグループ第1回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (2020年4月1日)
新株予約権の数	267,505 個(注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注) 2
新株予約権の目的となる株式の数	株式移転計画書 別紙3 乙第1回新株予約権の内容の「4. 新株予約権の目的である株式の種類及び数」をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	株式移転計画書 別紙3 乙第1回新株予約権の内容の「7. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自2020年4月1日 至2020年8月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	株式移転計画書 別紙3 乙第1回新株予約権の内容の「7. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」及び「15. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金」をご参照ください。
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書 別紙3 乙第1回新株予約権の内容の「9. 本新株予約権の行使期間」及び「10. その他の本新株予約権の行使の条件」をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書 別紙3 乙第1回新株予約権の内容の「12. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付」をご参照ください。

- (注) 1. 2019年9月30日現在における株式会社エー・ディー・ワークス第21回新株予約権の個数であります。エー・ディー・ワークスが発行している新株予約権については、当社は、株式会社エー・ディー・ワークス第21回新株予約権の新株予約権者に対し、その有する当該新株予約権に代えて同等の当社新株予約権を交付し、割り当てる予定です。なお、当該個数は、本株式移転の効力発生日までに株式会社エー・ディー・ワークス第21回新株予約権の行使等により変動の可能性があります。
2. 完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない、当社における標準となる株式であります。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

2020年4月1日時点の当社の発行済株式総数、資本金等は以下のとおりとなる予定であります。

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2020年4月1日	39,289,864 (注)	39,289,864 (注)	5,500,000	5,500,000	1,375,000	1,375,000

- (注) 上記はエー・ディー・ワークスの発行済株式総数392,898,648株(2019年9月30日現在)に基づいて記載しております。なお、実際に株式移転設立完全親会社(持株会社)となる当社が交付する上記株式数は変動することがあります。

(4) 【所有者別状況】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となるエー・ディー・ワークス(2019年9月30日現在)の所有者別状況は以下のとおりです。

2019年9月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	0	17	28	77	35	49	19,862	20,068	
所有株式数(単元)	0	800,079	248,477	231,612	82,117	632	2,565,983	3,928,900	8,648
所有株式数の割合(%)	0	20.36	6.32	5.90	2.09	0.02	65.31	100.00	

(注) 自己株式1,050,724株は、「個人その他」及び「単元未満株式の状況」に含まれております。

(5) 【議決権の状況】

【発行済株式】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において当社株式の所有者はおりませんが、当社の完全子会社となるエー・ディー・ワークスの2019年9月30日現在の発行済株式についての議決権の状況は、以下のとおりです。

2019年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,050,700		
完全議決権株式(その他)	普通株式 391,839,300	3,918,393	
単元未満株式	普通株式 8,648		
発行済株式総数	392,898,648		
総株主の議決権		3,918,393	

(注) 1 エー・ディー・ワークスは、自己株式1,050,724株を所有しております。単元未満株式(24株)については、単元未満株式の欄に含まれております。

2 エー・ディー・ワークスは、役員株式報酬信託及び従業員持株会専用信託を導入しており、上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、役員株式報酬信託にて所有するエー・ディー・ワークス株式5,784,300株(議決権の数57,843個)及び従業員持株会専用信託にて所有するエー・ディー・ワークス株式2,523,600株(議決権の数25,236個)が含まれております。

【自己株式等】

当社は、本株式移転により設立されるため、本株式移転効力発生日である2020年4月1日時点において、当社の自己株式を保有しておりませんが、当社の完全子会社となるエー・ディー・ワークスの2019年9月30日現在の自己株式については、以下のとおりです。

2019年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社エー・ディー・ ワークス	東京都千代田区内幸町1- 1-7	1,050,700		1,050,700	0.27
計		1,050,700		1,050,700	0.27

(注) 上記には、当社が所有する自己株式1,050,724株のうち、単元未満株24株は含まれておりません。

2 【自己株式の取得等の状況】**【株式の種類等】**

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社グループは中期的な視点に立ち、将来の事業展開に備えるための内部留保を確保した上で、業績に応じて配当を実施することを基本方針としております。

当社は新設会社であるため、配当政策につきましては未定であります。配当の決定機関につきましては、期末配当及び中間配当は取締役会によるものとする予定です。

当社の剰余金の配当につきましては、毎年12月31日を基準日として期末配当を行うことができる旨、及び毎年6月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款で定める予定です。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

当社は、いわゆるテクニカル上場により2020年4月1日より東京証券取引所市場第一部に上場する予定であり、これに伴い、同日までに本件株式移転により当社の完全子会社となるエー・ディー・ワークスと同水準のコーポレート・ガバナンスを構築させていく予定です。

なお、当社の完全子会社となるエー・ディー・ワークスのコーポレート・ガバナンスの状況については、同社の有価証券報告書(2019年6月25日提出)をご参照ください。

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループの企業理念は以下のとおりです。

エー・ディー・ワークスグループは、しなやかに変化しながら、独創の価値を生み出し提供することによって、お客様の資産を次代へと繋ぎ、日本の活力ある発展に貢献します。

当社グループはこの企業理念に則り事業を成長させ、企業価値を向上させることを目指しています。

当社の予定しているコーポレート・ガバナンス体制はコーポレートガバナンス・コード(以下「CGコード」といいます。)が想定しているものとは一部異なる対応であることを理解し、今後、当社のおかれた環境や状況が変化してゆく過程で、ガバナンス体制やCGコードに対する対応も変化してゆく必然があることも同時に認識しております。

当社は、当社の成長過程や経営環境の状況に応じて、取締役会の在り方を含め、ステージに応じた適切なガバナンス体制を構築していく方針です。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、監査等委員会設置会社となる予定であり、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を設置する予定です。

取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名及び監査等委員である取締役4名(すべて社外取締役)の10名で構成される予定であり、定時取締役会を月1回、加えて緊急な意思決定が必要な場合には、業務運営の迅速化及び経営の透明性の強化のために、臨時取締役会を随時開催する予定です。

当該体制を採用する理由は、次のとおりです。

当社では、取締役会の在り方としては、その重視する役割に合わせて大きく、「業務意思決定・相互監督型」、「監督重視型」及び「監督を主たる職責とする取締役を含む、業務意思決定・相互監督型」の3タイプに分類できると考えています。

「業務意思決定・相互監督型」は、業務執行に関する意思決定の役割を重視する取締役会であり、「監督重視型」は監督、いわゆるモニタリングにその役割の比重を置くことで、日常的な業務執行の決定権限を取締役会よりも下位の経営役員会等の決裁機関に概ね委ねている取締役会であり、一方、「監督を主たる職責とする取締役を含む、業務意思決定・相互監督型」は、業務執行取締役による業務意思決定の役割と監督職務を主職責とする社外取締役による監督機能を両立したハイブリッド型の取締役会であると捉えております。

CGコードの適用に際し、当社における取締役会の在り方を検討した結果、現段階においては、「監督を主たる職責とする取締役を含む、業務意思決定・相互監督型」が当社においては最善であると判断しています。その要素を、健全なリスクテイクを促すインセンティブが働く状態、資本構成、規模感の3点で捉えており、これらは今後の当社のCGコードに則した取り組みを進める上で、前提になるものであると考えています。

以上の3点を踏まえ、当社の経営規模と成長ステージにおいては、当社の事業に精通した、比較的少数の取締役により構成される取締役会及び、取締役会から委譲を受けた経営役員会(一定の当社基準を満たす業務執行取締役で構成される決裁機関)等が業務執行に関する意思決定を担うことで、機動的な経営判断を行い、持続的な成長と企業価値向上に対する責任を果たすことが最適だと判断し、「監督を主たる職責とする取締役を含む、業務意思決定・相互監督型」をより実効的に実現することができる「監査等委員会設置会社」を機関設計上採用する予定です。

企業統治に関するその他の事項

< 経営役員会 >

会社経営の基本方針・中期経営計画などに基づく業務執行についての必要な決議を行い、会社経営の円滑な遂行を図ることを目的として、経営役員(代表取締役、経営企画担当取締役及び取締役会において経営役員として選定された取締役)を構成メンバーとする経営役員会を月一回以上任意に開催する予定です。

< 経営会議 >

経営の基本方針並びに経営及び各業務の執行・運営・管理に関する重要な事項を審議し、報告する機関として、経営役員の指名する者をもって構成する経営会議を月一回開催する予定です。

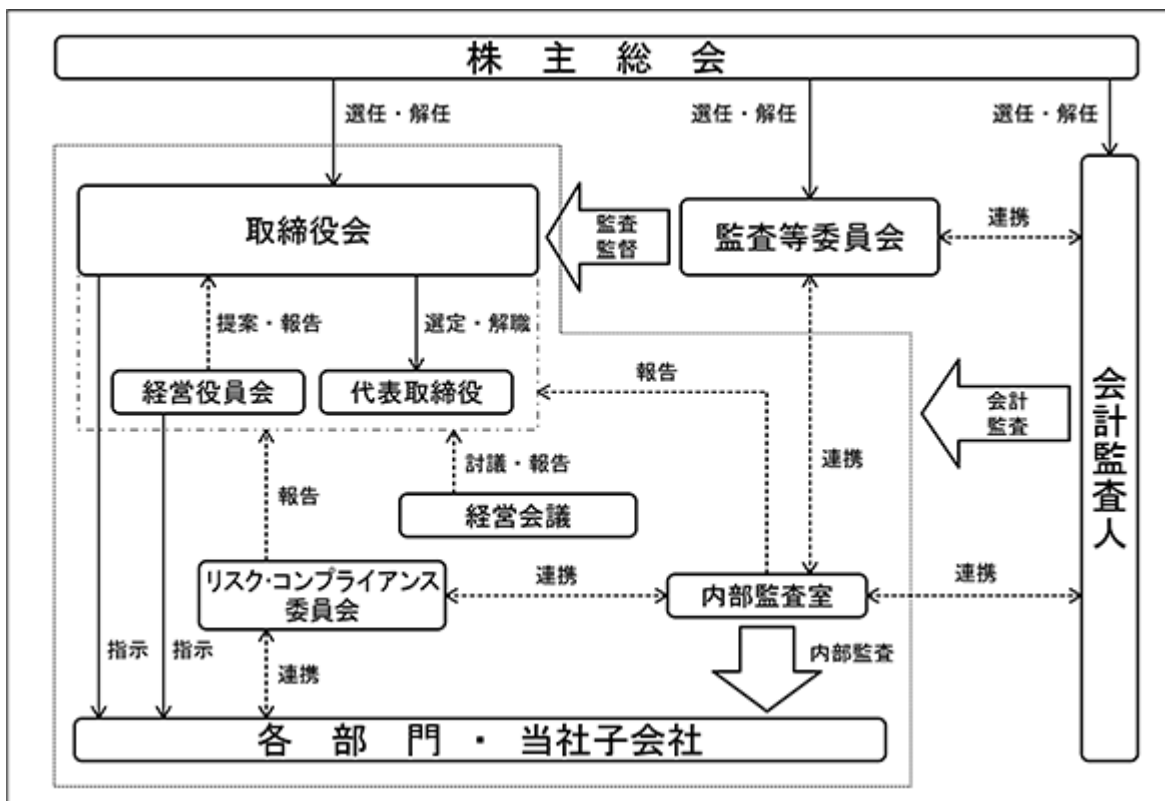
< リスク・コンプライアンス委員会 >

管理部門及び子会社を含めた各部門長等をメンバーとするリスク・コンプライアンス委員会を設置し、リスクアセスメントの実施や従業員への意識喚起、啓蒙を図ってまいります。

< その他 >

子会社に対しては、関係会社規程に基づき、リスク・コンプライアンスに関する事項や職務の効率性に関する事項について監督を行うとともに、子会社の自主性を尊重しつつ、職務の執行状況のモニタリングを行います。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は次のとおりとする予定です。



責任限定契約の締結

当社は、業務執行取締役等以外の取締役である原川民男、関山護、田名網尚及び栗井佐知子との間で会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令に定める額といたします。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失が無いときに限られます。

取締役の定数

当社の取締役(監査等委員である者を除く。)は10名以内、監査等委員である取締役は4名以内とする旨を定款に定める予定です。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定める予定です。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定める予定です。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

株主総会決議事項を取締役会で決議することができるとした事項及びその理由

1. 自己株式の取得

当社は、経済環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするために、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定める予定です。

2. 取締役の責任免除

当社は、取締役が期待される役割を十分に発揮できるようにするために、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することのできる旨を定款に定める予定です。

3. 剰余金の配当等の決定機関

当社は、資本政策及び配当政策を機動的に行えるようにするために、剰余金の配当等、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる旨を定款に定める予定です。

利益相反取引の防止措置

当社の上場後の資本構成に鑑みた場合、前提として、当社の代表取締役社長が大株主であるという状況は、短期的な収益よりも中長期的な企業価値向上に向けてのインセンティブがより強く働くものであることに加え、短期長期を問わず、株主と経営者の利害の観点において基本的には一致する状況が形成されていると考えます。

一方で、この前提である「株主と経営者の基本的な利害の一致」が事案によっては成立しない場合が生じることも認識しています。このリスクを回避するために、当社では、関連当事者間取引の決裁プロセス及びこれら取引の監督機能をさらに強固なものとする必要があると考え、仮に利益相反取引が行われる場合には、取締役会での承認決議を経ることはもちろんのこと、一定規模以上の取引については、社外取締役による厳格な審議を経たうえで、取締役会で承認するか否かを判断することとしております。また、取締役会の承認決議が不要な取引であったとしても、取締役が利害関係を有しうる取引であれば、すべて取締役会に報告するものとする予定です。なお、当該取引に関する基準やルールは、当社取締役会規程及び関連当事者間取引規程において定める予定です。

また、利益相反が問題となりうる資本政策を行う場合には、適正な手続の確保に努めることといたします。当社は、社外取締役に対して、利益相反が問題となりうる取引について重点的に監督することを役割として課し、これらの取引に関し牽制機能を担うことを社外取締役の重要な責務とする予定です。社外取締役がこの牽制機能を明確に備えることは、上場企業としての責任であると認識しております。なお、こうした社外取締役の役割及び責務については、当社役員規程に定める予定です。

その他の事項

その他の事項につきましては、当社は新設会社であるため、未定です。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

就任予定の当社の役員の状況は、以下のとおりです。

男性9名 女性1名 (役員のうち女性の比率10%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有するエー・ディー・ワークスの株式数 (2) 割り当てられる当社の株式数 (株)
代表取締役 社長CEO	田中 秀夫	1950年2月7日	1973年4月 西武不動産(株) 入社 1991年7月 田中不動産事務所 開業 1992年10月 (株)ハウスポート西洋(現 みずほ不動産販売(株)) 入社 1993年3月 (株)エー・ディー・ワークス 取締役 1995年2月 (株)エー・ディー・ワークス 代表取締役 CEO社長(現任) 2011年2月 (株)エー・ディー・リモデリング(現 (株)エー・ディー・パートナーズ) 代表取締役社長 2011年6月 (株)エー・ディー・エステート(現 (株)エー・ディー・デザインビルド) 代表取締役会長 兼 社長 2013年5月 (株)エー・ディー・リモデリング(現 (株)エー・ディー・パートナーズ) 代表取締役会長(現任) (株)エー・ディー・エステート(現 (株)エー・ディー・デザインビルド) 代表取締役社長 2013年10月 ADW Management USA, Inc. President, CEO 2015年2月 A.D.Works USA, Inc. President 2016年1月 A.D.Works USA, Inc. Director Chairman(現任) ADW Management USA, Inc. Director Chairman(現任) 2017年2月 (株)エー・ディー・デザインビルド 代表取締役会長(現任) 2018年6月 (株)スマートマネー・インベストメント 代表取締役会長	(注) 4 6	(1) 51,108,620株 (2) 5,110,862株

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1)所有するエー・ディー・ワークスの株式数 (2)割り当てられる当社の株式数 (株)
常務取締役 CFO	細谷 佳津年	1965年12月16日	<p>1990年4月 国際興業(株) 入社</p> <p>2002年9月 (株)ギャガ・コミュニケーションズ(現ギャガ(株)) 入社</p> <p>2003年6月 生駒シービー・リチャードエリス(株)(現シービーアールイー(株)) 入社</p> <p>2005年4月 同社 経営管理部ジェネラルマネージャー</p> <p>2006年4月 同社 財務経理部部長</p> <p>2009年9月 (株)エー・ディー・ワークス 管理部長</p> <p>2010年4月 (株)エー・ディー・ワークス 執行役員 最高財務責任者CFO 兼 経営管理部長</p> <p>2010年4月 (株)エー・ディー・エステート(現 (株)エー・ディー・デザインビルド) 取締役(現任)</p> <p>2011年2月 (株)エー・ディー・リモデリング(現 (株)エー・ディー・パートナーズ) 取締役(現任)</p> <p>2011年6月 (株)エー・ディー・ワークス 取締役 最高財務責任者CFO 兼 経営管理部長</p> <p>2013年10月 ADW Management USA, Inc. Managing Director, CFO</p> <p>2014年6月 (株)エー・ディー・ワークス 常務取締役 最高財務責任者CFO 兼 経営管理部長</p> <p>2015年2月 A.D.Works USA, Inc. Treasurer</p> <p>2016年1月 (株)エー・ディー・ワークス 常務取締役 CFO A.D.Works USA, Inc. Director CFO, Secretary(現任) ADW Management USA, Inc. Director CFO, Secretary(現任)</p> <p>2018年7月 (株)エー・ディー・ワークス 常務取締役 CFO 兼 エクイティ・アドバイザー室長(現任)</p>	(注) 4 6	(1) 1,723,994株 (2) 172,399株
常務取締役	木村 光男	1957年10月6日	<p>1982年4月 住友信託銀行(株)(現 三井住友信託銀行(株)) 入行</p> <p>2005年6月 同社 本店不動産営業部部長(大阪)</p> <p>2007年6月 同社 不動産営業部長</p> <p>2009年5月 同社 理事 不動産総合コンサルティング部長</p> <p>2011年4月 同社 理事 本店支配人</p> <p>2011年9月 住信不動産投資顧問(現 三井住友トラスト不動産投資顧問(株)) 代表取締役社長</p> <p>2014年6月 三井住友トラスト不動産(株) 取締役常務執行役員</p> <p>2018年4月 (株)エー・ディー・ワークス 上席執行役員 アセット・ソリューション事業本部長</p> <p>2018年6月 (株)エー・ディー・ワークス 常務取締役 アセット・ソリューション事業本部長</p> <p>2019年4月 (株)エー・ディー・ワークス 常務取締役 賃貸不動産事業部長(現任) (株)エー・ディー・デザインビルド 代表取締役社長(現任)</p>	(注) 4 6	(1) 432,810株 (2) 43,281株

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1)所有するエー・ディー・ワークスの株式数 (2)割り当てられる当社の株式数 (株)
取締役	田路 進彦	1969年8月26日	<p>1993年4月 住友信託銀行(株)(現 三井住友信託銀行(株)) 入行</p> <p>2006年4月 創建ホームズ(株) 入社</p> <p>2006年10月 同社 アセット・マネジメント事業部部長</p> <p>2010年10月 (株)エー・ディー・ワークス 営業推進室長</p> <p>2011年4月 (株)エー・ディー・ワークス 執行役員 アセット・ソリューション事業部長</p> <p>2013年5月 (株)エー・ディー・エステート(現 (株)エー・ディー・デザインビルド) 取締役(現任)</p> <p>2013年6月 (株)エー・ディー・ワークス 上席執行役員 アセット・ソリューション事業部長</p> <p>2014年6月 (株)エー・ディー・ワークス 取締役 上席執行役員 アセット・ソリューション事業部長</p> <p>2016年4月 (株)エー・ディー・ワークス 取締役 上席執行役員 アセット・ソリューション事業本部長</p> <p>2018年4月 (株)エー・ディー・ワークス 取締役 上席執行役員 アセット・ソリューション事業本部 管掌 (株)エー・ディー・パートナーズ 代表取締役社長(現任)</p> <p>2019年4月 (株)エー・ディー・ワークス 取締役 上席執行役員 クライアント・リレーションズ部長(現任)</p>	(注) 4 6	(1) 785,118株 (2) 78,511株
取締役	金子 幸司	1965年10月23日	<p>1988年4月 伊藤忠商事(株) 入社</p> <p>2001年6月 KPMGビジネスアドバイザリーLLC 入社</p> <p>2002年2月 大木建設(株) 新規事業部部長</p> <p>2004年6月 (株)ファンドクリエーション 入社</p> <p>2004年10月 (株)ファンドクリエーション不動産投信 代表取締役社長</p> <p>2010年9月 大東建託(株) 経営戦略室 部長</p> <p>2013年3月 (株)エー・ディー・ワークス 執行役員 海外事業準備室 室長</p> <p>2013年4月 ADW-No.1 LLC, Manager</p> <p>2013年9月 (株)エー・ディー・ワークス 執行役員 海外事業部長</p> <p>2013年10月 ADW Management USA, Inc. Managing Director, Secretary</p> <p>2015年2月 A.D.Works USA, Inc. Secretary</p> <p>2015年7月 (株)エー・ディー・ワークス 上席執行役員 海外事業部長</p> <p>2016年1月 A.D.Works USA, Inc. Director CEO, President(現任) ADW Management USA, Inc. Director(現任)</p> <p>2016年10月 (株)スマートマネー・インベストメント 取締役</p> <p>2018年6月 (株)エー・ディー・ワークス 取締役 上席執行役員 海外事業部長</p> <p>2019年4月 (株)エー・ディー・ワークス 取締役 上席執行役員 海外事業本部長(現任)</p>	(注) 4 6	(1) 215,249株 (2) 21,524株

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1)所有するエー・ディー・ワークスの株式数 (2)割り当てられる当社の株式数 (株)
取締役	鈴木 俊也	1964年11月9日	1989年4月 ㈱リクルートコスモス(現 ㈱コスモスイニシア) 入社 2008年1月 同社 AM事業部法人営業部部长 2009年11月 同社 仲介事業部部长 2011年4月 同社 ソリューション事業部部长 2013年10月 同社 ソリューション事業部部长 兼 投資不動産企画開発部部长 2014年10月 同社 賃貸事業部オーナーシップ部部长 2015年10月 ㈱エー・ディー・ワークス 執行役員 事業企画室長 2016年10月 ㈱スマートマネー・インベストメント 代表取締役社長(現任) 2017年4月 ㈱エー・ディー・ワークス 執行役員 事業企画部部长 2018年6月 ㈱エー・ディー・ワークス 取締役 執行役員 事業企画部部长 2018年7月 ㈱エー・ディー・ワークス 取締役 執行役員 事業企画部部长 兼 クライアント・リレーションズ部部长 2019年4月 ㈱エー・ディー・ワークス 取締役 執行役員 投資不動産事業部部长 2019年6月 ㈱エー・ディー・ワークス 取締役 上席 執行役員 投資不動産事業部部长(現任)	(注) 4 6	(1) 204,498株 (2) 20,449株
取締役 (監査等委員)	原川 民男	1950年6月16日	1974年4月 住友信託銀行(現 三井住友信託銀行(株)) 入行 1995年8月 同社 奈良西大寺支店長 1997年6月 同社 新宿支店長 1998年6月 同社 事務推進部長 2001年6月 同社 福岡支店長 2003年6月 ビジネクス(株) 取締役社長 2007年6月 住信ビジネスサービス(株)(現 三井住友トラスト・ビジネスサービス(株)) 取締役 常務執行役員 2008年6月 ライフ住宅ローン(株)(現 三井住友トラスト・ローン&ファイナンス(株)) 監査役 2010年10月 住友信託銀行(現 三井住友信託銀行(株)) 調査部審議役 2012年6月 ㈱エー・ディー・ワークス 社外監査役 2016年6月 ㈱エー・ディー・ワークス 社外取締役(監査等委員)(現任)	(注) 1 2 3 5	(1) 0株 (2) 0株
取締役 (監査等委員)	関山 護	1949年8月14日	1974年4月 丸紅(株) 入社 1997年4月 同社 重電機第一部長 1998年4月 同社 電力プロジェクト第三部長 1999年4月 同社 電力プロジェクト本部副本部長 兼 電力プロジェクト第一部長 2001年4月 同社 ユーティリティ・インフラ部門長 代行 兼 海外電力事業部長 2002年4月 同社 執行役員 ユーティリティ・インフラ部門長 2005年4月 同社 常務執行役員 2006年6月 同社 代表取締役常務執行役員 2007年4月 同社 代表取締役専務執行役員 2009年4月 同社 代表取締役副社長執行役員 2013年4月 同社 副会長 2015年4月 同社 顧問 2015年4月 丸紅パワーシステムズ(株) 会長 2017年6月 アステラス製薬(株) 社外取締役(現任)	(注) 1 2 5	(1) 0株 (2) 0株

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1)所有するエー・ディー・ワークスの株式数 (2)割り当てられる当社の株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	田名網 尚	1954年 9月11日	1978年 4月 千代田生命保険相互会社(現 ジブラルタ生命保険㈱) 入社 2001年 2月 松井証券㈱ 入社 2002年 6月 同社 取締役 2004年 2月 同社 常務取締役 2005年 6月 マネックス・ビーンズ証券㈱(現 マネックス証券㈱) 監査役 2005年 6月 マネックス・ビーンズ・ホールディングス㈱(現 マネックスグループ㈱) 常勤監査役 2007年 6月 マネックス証券㈱ 取締役 2007年 6月 マネックスグループ㈱ 取締役 2008年 4月 法政大学 理工学部 兼任講師(現任) 2011年 2月 マネックス証券㈱ 代表取締役副社長 2013年 6月 マネックスグループ㈱ 執行役(現任) 2017年 4月 マネックス証券㈱ 取締役副会長(現任)	(注) 1 2 5	(1) 0株 (2) 0株
取締役 (監査等委員)	粟井 佐知子	1957年 5月21日	1984年 7月 米国食肉輸出連合会 日本事務所 入所 1991年 1月 エスティ・ローダー㈱(現 ELCジャパン㈱) 入社 1997年 3月 日本ロレアル㈱ 入社 2004年11月 ゲラン㈱(LVJグループ) 入社 2012年 5月 ㈱fitfit 入社 2013年 5月 ラ・プレリージャパン㈱ 代表取締役社長 2019年 1月 ㈱ニューポート INCOCO事業部 General Manager(現任) ㈱ハーベス 天然水事業部 非常勤顧問(現任) 2019年 6月 ㈱エー・ディー・ワークス 社外取締役(監査等委員)(現任)	(注) 1 2 3 5	(1) 0株 (2) 0株
計					(1) 54,470,289株 (2) 5,447,026株

- (注) 1 取締役(監査等委員)原川民男、関山護、田名網尚、粟井佐知子は、社外取締役であります。
- 2 エー・ディー・ワークスは、取締役(監査等委員)原川民男及び粟井佐知子については株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。また、当社は、取締役(監査等委員)原川民男、関山護、田名網尚及び粟井佐知子について独立役員として指定し同取引所に届け出る予定です。
- 3 原川民男のエー・ディー・ワークス社外取締役(監査等委員)就任期間は、2019年11月29日開催予定のエー・ディー・ワークス臨時株主総会終結の時をもって3年6ヶ月となり、粟井佐知子は、6ヶ月となります。また、原川民男は、エー・ディー・ワークス社外取締役(監査等委員)就任前に4年間エー・ディー・ワークス社外監査役であったことがあります。
- 4 監査等委員以外の取締役の任期は、2020年4月1日から2020年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 5 監査等委員である取締役の任期は、2020年4月1日から2021年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 6 所有株式数は2019年9月30日現在の株式数であります。

社外取締役の状況

当社の取締役のうち、監査等委員である取締役4名は、社外取締役であります。

<社外取締役と当社との人的関係、資本的关系又は取引関係その他利害関係>

当社の社外取締役との人的関係、資本的关系、取引関係等は以下のとおりであります。

社外取締役の氏名	人的関係	資本的关系	取引関係等
原川 民男			
関山 護			
田名網 尚			
粟井 佐知子			

<社外取締役がコーポレート・ガバナンスにおいて果たす機能及び役割>

エー・ディー・ワークスでは、「(改訂)コーポレート・ガバナンス・コードに対する当社ガイドライン(方針及び仕組み)」を定めており、そのなかで当社取締役会全体で必要とする機能を、常勤社内取締役及び社外取締役の役割にそれぞれ分解し、「取締役会機能マトリックス」としてまとめ、これらの機能すべてが充足される体制を追求しています。社外取締役については、この取締役会機能マトリックスも踏まえ、社外取締役候補者の選定を行っております。また、社外取締役は、当社経営陣から独立した立場で、経営の監督あるいは監査を行っており、出席する取締役会、経営役員会、経営会議において適宜、客観的な発言を行うとともに、定期的に取締役との意見交換を行い、経営の健全性・適正性の確保に努めております。

当社においても、社外取締役へ同様な機能及び役割を求めていく予定です。

<社外取締役の独立性に関する基準又は方針及び選任状況に関する当社の考え方>

エー・ディー・ワークスでは、社外取締役の独立性に関する基準又は方針及び選任状況に関する考え方を定めてはおりませんが、東京証券取引所の規定する独立役員の独立性基準を踏まえ、一般株主と利益相反が生じるおそれのないことを、社外取締役の選任の要件と考えております。

当社においても同様な考え方で社外取締役を選任する予定です。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会監査体制の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

エー・ディー・ワークスにおける監査等委員会は、社外取締役で構成されており、内部統制システムを利用して、取締役会での意思決定の過程、取締役の職務執行状況、その他グループ経営に係わる全般の職務執行状況について、監査を実施しております。また、監査等委員は、重要な会議体である経営役員会、経営会議、リスク・コンプライアンス委員会等に任意に出席するとともに、必要に応じて、取締役及び各部門長に対して報告を求め、職務執行状況について情報を収集しております。

エー・ディー・ワークスの2019年3月期においては、就任している監査等委員が全員出席のもと、監査等委員会を17回開催しておりました。主な検討事項として、監査の基本方針・年度計画策定、会計監査人の報酬額、取締役会付議議案等があり、それらについて協議のうえ、決議・同意等を行っております。

また常勤の監査等委員である取締役の原川民男は、上記の活動のほか、経営役員会及びリスク・コンプライアンス委員会に陪席として出席し、企業経営並びに監査業務に関する経験・知見を生かし、助言・提言を行っております。

なお、監査等委員、内部監査担当者及び会計監査人は、定期的にミーティングを開催することによって情報交換を行い、連携を密にすることによって的確な監査体制の維持にも注力しております。

内部監査の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

エー・ディー・ワークスにおける内部統制の有効性及び実際の業務執行状況の内部監査については、代表取締役社長直属の内部監査室(1名)を設置して対応しております。内部監査室は、各部門に対して年度計画に則して、業務活動の全般、各部門の運営状況、法令の遵守状況について監査を実施しております。

会計監査の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、金融商品取引法に基づく監査はEY新日本有限責任監査法人に委嘱する予定です。

監査報酬の内容等

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(4) 【役員の報酬等】

役員報酬等の額の決定方針に関する事項

当社は、業務執行に関わる取締役の役員報酬の金額の妥当性を重視するほか、固定報酬と業績連動報酬の割合の妥当性も重視しております。

そのため、当社の役員報酬は以下のとおり、固定報酬と業績連動報酬に区分する予定です。

- () 固定報酬(月額定期報酬)
- () 短期業績連動報酬(単年度利益計画の達成を目安に支給する賞与)
- () 企業価値及び長期業績連動報酬(信託を用いた役員株式報酬、ストックオプション)

また、役員報酬の妥当性の確保のため、以下のプロセスにて役員報酬を決定する予定です。

取締役会で、本報酬決定のプロセスを経ることを条件に、代表取締役社長CEOに報酬決定一任決議

外部専門家による取締役会レクチャー(: 近時の取締役報酬トレンド、 : 当社取締役報酬ポリシーについての講評、 : 当社取締役報酬決定プロセスについての講評、 : 過年度の当社取締役報酬水準・ミックスについての講評、v: 当該年度の当社取締役報酬水準案・ミックスについての講評)

代表取締役社長CEOの報酬案を監査等委員会で説明

代表取締役社長CEOによる取締役会へ決定報告

なお、監査等委員である取締役の報酬については、株主総会の決議により定められた報酬総額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議によって決定する予定です。

< 株式報酬の割合 >

当社は、上述の()企業価値及び長期業績連動報酬の1つとして、信託を用いた役員株式報酬制度の導入する予定です。CGコードの補充原則4-2 において、現金報酬と自社株報酬との割合を適切に設定すべき旨記載され、自社株報酬の割合を一定以上に確保することは、上場企業全般に対する要請事項と考えております。

最初の役員報酬等

当社の設立の日から当社の最初の定時株主総会の時までの期間の当社の取締役の報酬等の額は、2019年11月29日開催予定の臨時株主総会にて承認される前提で、それぞれ次のとおりとする予定です。

- (1) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)
報酬の総額は、年額10億円以内とします。
- (2) 監査等委員である取締役
報酬の総額は、年額1億円以内とします。
- (3) 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)等に対する株式報酬

当社の取締役(監査等委員である取締役、社外取締役及び国外居住者を除く。)及び株式会社エー・ディー・ワークスと当社子会社(以下「対象子会社」といいます。の代表取締役(以下併せて「取締役等」という。)を対象とした役員株式報酬制度(以下「本制度」という。)に基づき、以下のとおり、取締役等に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭(以下「当社株式等」という。)の交付及び給付(以下「交付等」という。)をします。

なお、対象子会社は、株式会社エー・ディー・ワークスを除いた当社子会社のうち、国内に本店が所在し、かつ、同社の株主総会において代表取締役に対する本制度にかかる株式報酬等の額及び内容決定の決議がなされることの条件を満たした会社とします。

その他

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、本株式移転により設立される会社であり、エー・ディー・ワークスの株式を保有する予定です。当社グループは新設会社であるため、該当事項はありません。

当社グループは、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受ける目的で保有する株式を純投資目的である投資株式と定め、それ以外の保有する株式を純投資目的以外の目的である投資株式としております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

現時点において、政策保有株式はありませんが、当社グループの現在のステージ、また当社グループの規模感を考えたときに、「業務提携」「資本提携」「M&A」は、成長戦略の一つと考えており、その一環で政策保有株式を持つことは有力な手段の一つであると考えております。

政策保有株式を持つに際しては、目的、手段を熟慮し、社内意思決定のプロセスを経て、案件ごとに判断していくものとします。したがって政策保有株式について包括的な方針を決定する予定はないため、コーポレートガバナンス・コード原則1-4(政策保有株式)はExplainとする予定です。なお政策保有株式の意思決定は、株主共同の利益を損なわないよう社外取締役への説明を経て実施してまいります。

以上は、策定予定の当社のコーポレートガバナンス・ガイドラインに明示する予定です。

b．銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	1	500
非上場株式以外の株式		

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はございません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はございません。

c．特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

該当事項はございません。

みなし保有株式

該当事項はございません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はございません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はございません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はございません。

第5 【経理の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となるエー・ディー・ワークスの経理の状況については、同社の有価証券報告書(2019年6月25日提出)及び四半期報告書(2019年8月8日提出)をご参照ください。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

当社の株式事務の概要は、以下のとおりとなる予定です。

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎決算期の翌日から3ヶ月以内
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	6月30日、12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告とし、次のエー・ディー・ワークスのホームページアドレスに掲載します。 http://www.re-adworks.com/ ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。
株主に対する特典	該当事項はありません。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部 【特別情報】

第1 【提出会社及び連動子会社の最近の財務諸表】

1 【貸借対照表】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

2 【損益計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

3 【株主資本等変動計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

4 【キャッシュ・フロー計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

第五部 【組織再編成対象会社情報】

第1 【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

(1) 【組織再編成対象会社が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第93期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)2019年6月25日関東財務局長に提出。

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第94期第1四半期(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)2019年8月8日関東財務局長に提出。

【臨時報告書】

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書を2019年6月26日関東財務局長に提出。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社エー・ディー・ワークス 本店
(東京都千代田区内幸町一丁目1番7号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第六部 【株式公開情報】

第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

該当事項はありません。

2 【取得者の概況】

該当事項はありません。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において株主はおりませんが、当社の完全子会社となるエー・ディー・ワークスの2019年9月30日現在の株主の状況は以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	2019年9月30日時点
			発行済株式 (自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合(%)
田中 秀夫	東京都武蔵野市	51,108,620	13.04
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	17,057,500	4.35
有限会社リパティールハウス	東京都武蔵野市吉祥寺東町1-23-20	16,216,000	4.14
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	14,071,900	3.59
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海1-8-11	12,300,000	3.14
モルガン・スタンレーM U F G証券株式会社	東京都千代田区大手町1-9-7	10,154,057	2.59
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	東京都中央区晴海1-8-11	8,408,200	2.15
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口2)	東京都中央区晴海1-8-11	7,631,500	1.95
J Pモルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内2-7-3	6,101,248	1.56
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員株式報酬信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	5,784,300	1.48
計		148,833,325	37.98

- (注) 1 上記のほか当社所有の自己株式1,050,724株があります。
- 2 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員株式報酬信託口)の所有株式5,784,300株は、信託を用いた役員株式報酬制度に伴う当社株式であります。
- 3 2019年7月5日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、モルガン・スタンレーM U F G証券株式会社及びその共同保有者が2019年6月28日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2019年9月30日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、大量保有報告書の内容は次のとおりです。

(大量保有報告書等の内容)

名称	住所	保有株券等の数(千株)	株券等保有割合(%)
モルガン・スタンレーM U F G証券株式会社	東京都千代田区大手町1-9-7	3,647	1.04
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・エルエルシー	アメリカ合衆国 19801 デラウェア州ウィルミントン、オレンジ・ストリート1209 コーポレーション・トラスト・センター、ザ・コーポレーション・トラスト・カンパニー・気付	2,223	0.64

- 4 2019年7月19日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、野村証券株式会社及びその共同保有者が2019年7月15日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2019年9月30日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、大量保有報告書の内容は次のとおりです。

(大量保有報告書等の内容)

名称	住所	保有株券等の数(千株)	株券等保有割合(%)
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋1-9-1	970	0.28
野村アセットマネジメント株式会社	東京都中央区日本橋1-12-1	12,988	3.71

- 5 2019年9月5日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びその共同保有者が2019年8月30日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2019年9月30日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、大量保有報告書の内容は次のとおりです。

(大量保有報告書等の内容)

名称	住所	保有株券等の数(千株)	株券等保有割合(%)
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	東京都港区芝公園1-1-1	12,718	3.24
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂9-7-1	6,169	1.57

< 当期連結財務諸表に対する監査報告書 >

当社は会社法の株式移転の手續に基づき、2020年4月1日に設立予定であるため、本届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領していません。

< 当期財務諸表に対する監査報告書 >

当社は会社法の株式移転の手續に基づき、2020年4月1日に設立予定であるため、本届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領していません。